

町県民税(所得税・復興特別所得税)申告は正しくお早めに!

問合せ:税務課 町民税担当 ☎ 991-1833

町県民税の申告書を送付しました

昨年の申告実績をもとに、町県民税の申告書を1月下旬に送付しました。届いていない方で申告書が必要な方は、税務課や町内の申告会場に用意してありますのでご利用ください。

町県民税の申告書が届いた方で平成29年中に所得がなかった方は、その旨を申告書の備考欄に記入し、提出してください。

町県民税申告が必要な方

平成30年1月1日現在、松伏町に住所があり(下記⑦を除く)、次のいずれかに該当する方。**ただし、所得税・復興特別所得税の確定申告をする方は、町県民税申告は必要ありません。**

- ①事業所得(営業等・農業)、不動産所得、雑所得(公的年金等以外)、一時所得のあった方
- ②給与を2か所以上から受けている方
- ③平成29年中に退職し、年末調整が済んでいない方
- ④給与所得のみの方で、
 - ・勤め先から給与支払報告書が町に提出されていない方
 - ・日雇・アルバイト・事業専従者などで所得税・復興特別所得税の源泉徴収を受けなかった方
 - ・医療費控除などを受ける方
- ⑤源泉徴収票に記載された各種控除を変更される方(控除の追加・訂正など)
- ⑥給与所得の他に給与所得以外の所得があった方
- ⑦松伏町内に事務所・事業所・店舗・家屋敷などのある方で、町内に住所のない方
- ⑧遺族年金・障害年金・失業給付などの非課税収入のみの方
- ⑨所得がない方で、
 - ・どなたの扶養にもなっていない方
 - ・別世帯の方に扶養されている方

申告に必要なもの

- ▶印かん
 - ▶給与所得者は、平成29年分の源泉徴収票(コピー不可)又は支払証明書
 - ▶事業所得(営業等・農業)、不動産所得者は、収支のわかる帳簿など(事前に収支内訳書の作成が必要です。)
 - ▶年金受給者は、平成29年分の源泉徴収票(コピー不可)
 - ▶社会保険料(国民健康保険、国民年金、介護保険)、生命保険料、地震保険料などの支払証明書
 - ▶障害者控除を受ける方は、障害者手帳など
 - ▶勤労学生控除を受ける方は、学生証など
 - ▶医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書、健康保険からの医療費通知など
- ※領収書の提出が不要となり、その代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりますので、事前に作成してください。**

申告期限 平成30年3月15日(木)

申告受付日程 ※混雑状況により受付終了時刻を早める場合があります。

【役場以外の会場】午前9時～11時 午後1時～3時

日程	受付対象者	会場
2月16日(金)	大川戸・金杉	まつぶし緑の丘公園 レクチャーホール
19日(月)	上赤岩・下赤岩	赤岩農村センター
20日(火)	築比地・魚沼	北部サービスセンター

【役場会場】※役場での受付開始は2月21日(水)からです。

日程	受付対象者など	会場・時間
2月21日(水)～23日(金)	給与所得者	役場第二庁舎 3階 301会議室 午前9時～ 11時 午後1時30分～ 3時30分
26日(月)	上赤岩・下赤岩	
27日(火)	松伏(1番地～2000番地)	
28日(水)	松伏(2001番地～3000番地)	
3月 1日(木)	松伏(3001番地～)	
2日(金)	築比地・魚沼	
5日(月)	大川戸・金杉	
6日(火)	ゆめみ野・ゆめみ野東	
7日(水)	松葉・田島・田島東	
8日(木)	田中	
9日(金)～12日(月)	事業所得者(営業等・農業)、不動産所得者	
13日(火)～15日(木)	上記以外の方又は上記の日程で都合の悪い方	

※休日受付 3月4日(日) 午前9時～11時
役場第二庁舎3階 301会議室

～注意～

町内の申告会場では、次の内容を含む所得税・復興特別所得税の確定申告などは受付できません。越谷税務署の申告会場は、イオンレイクタウンkaze3階イオンホール(2月16日(金)から)となりますのでご注意ください。また、消費税・贈与税の申告も受付できません。

- ▶本年1月1日に松伏町にお住まいでない方の申告
- ▶青色申告 ▶損失の申告
- ▶譲渡所得の申告(不動産、株式など)
- ▶分離課税の申告(配当など) ▶雑損控除
- ▶住宅借入金特別控除(1年目)
- ▶寄附金控除(ふるさと納税など)
- ▶海外居住の扶養控除 ▶平成28年以前分の申告
- ▶更正の請求 ▶死亡した方の申告
- ▶その他特殊な申告

※町県民税申告は、町内の申告会場で受付をします。